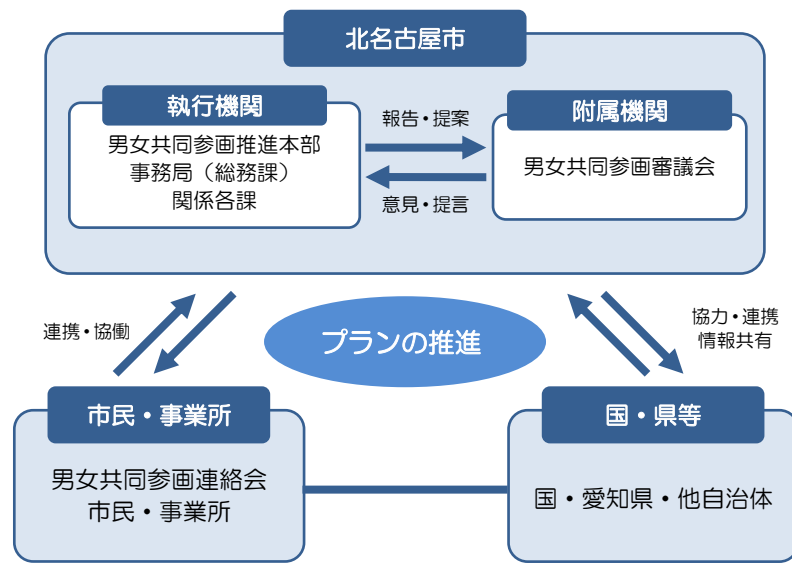


プランの推進

本プランは、市内推進組織である男女共同参画推進本部が男女共同参画審議会からの意見・提言を基にして総合的かつ計画的に推進します。同時に、市内関係団体や事業所等の協力を得ながら、市民と行政の協働により推進します。

また、プランの進捗状況について男女共同参画審議会に報告し、意見を求め、各担当課にフィードバックすることで施策の改善等に活かしていきます。



主な成果目標

基本目標	項目	現状値	目標値
1	「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」とする割合	54.2%	60.0%
	男女混合名簿を導入している小中学校数（併用を含む）	14校	16校
	同性パートナーシップ制度*の導入	未実施	実施検討
2	女性活躍に向けたセミナー・研修の実施回数	2回	4回
	市職員の女性管理職の割合（一般行政職）	14.3%	20.0%
3	「家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立させる（現実）」男性の割合	12.1%	15.0%
	就業規則にハラスメント防止について方針を示している事業所の割合	69.9%	80.0%
4	男女共同参画連絡会の参加団体数	9団体	15団体
	補助金を活用し、男女共同参画社会の実現に資する取り組みを行う団体数	2団体	4団体
5	デートDVという言葉を知っているとする割合（中学生）	14.3%	20.0%
	DV被害を受けた場合に相談した（相談するつもりである）人の割合（市民）	67.6%	80.0%
6	女性消防団員の加入者数	11人	20人
	特定健康診査の受診率	36.9%	50.0%

*同性パートナーシップ制度：各自治体が同性同士のカップルを婚姻に相当する関係と認め、証明書を発行する制度

第2次北名古屋市男女共同参画プラン

計画期間：令和5年度～令和9年度

中間見直し



男女共同参画社会とは？

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法における定義）

→ 日常生活のあらゆる場面で、誰もが個性と能力を発揮して望むように活躍できる多様性のある社会

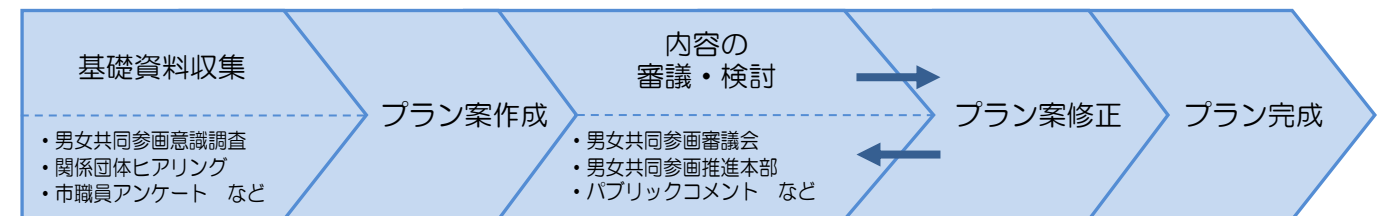
プラン見直しの趣旨

北名古屋市では、2006年に「北名古屋市男女共同参画推進条例」を施行、2008年に「北名古屋市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指した取り組みを進めてきました。しかし、性別による地位の不平等感や固定的性別役割分担*意識など、男女共同参画社会の実現を阻む課題が残り、さらには社会情勢の変化による新たな課題も生まれています。こうした課題を解決するため、2018年（平成30年）「第2次北名古屋市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを総合的・計画的に進めてきました。そうした中「第2次北名古屋市男女共同参画プラン」策定から5年が経過したことを受け、社会情勢の変化に対応し、適切な施策につなげるためにプランの見直しを行いました。

*固定的性別役割分担：男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること

プラン見直しの経緯

見直しは、令和4年度に実施した男女共同参画意識調査や関係団体ヒアリングの結果などを基礎資料とし、男女共同参画審議会を中心に内容の審議・検討を重ねて完成させました。

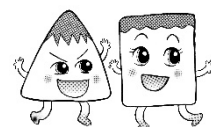


プランの位置づけ・法的根拠

- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画
- 「北名古屋市男女共同参画推進条例」第9条第1項に基づく基本計画
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画（基本目標5：DVの根絶）
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく市町村推進計画（基本目標2：女性の活躍推進）



発行 北名古屋市
編集 北名古屋市 総務部 総務課
〒481-8531
愛知県北名古屋市西之保清水田 15 番地
TEL 0568-22-1111（代表） FAX 0568-25-1800
E-mail katudo@city.kitanagoya.lg.jp
発行年月 令和5年3月



※第2次北名古屋市男女共同参画プラン中間見直し版の内容は、市ホームページでご覧いただけます。
<http://www.city.kitanagoya.lg.jp/katsudo/1900006.php>

この将来像を達成するため、6つの基本目標と15の基本施策を軸にしてプランを推進します。

基本目標1 男女共同参画意識 の醸成

様々な媒体や機会を用いた広報・啓発活動や、教育・保育の場における子どもの経験的な学びを通じて、男女共同参画に関する正しい理解と意識の醸成を促進します。

【基本施策】

- ◆人権・男女共同参画の意識啓発
- ◆男女共同参画推進のための教育・学習機会の充実 **重点**
- ◆多様な性の理解促進

【成果目標例】

- LGBT*という言葉の認知度（市民調査）



基本目標2 **重点** 女性の活躍推進

※女性活躍推進法に基づく女性活躍推進計画

政策や方針決定の場に女性の参画を促進することで、女性が活躍しやすい社会の実現を目指すとともに、女性の起業や就労、各事業所における女性活躍の取り組みを支援します。

【基本施策】

- ◆政策・方針の決定への女性の参画促進
- ◆女性のエンパワメントと就労支援

【成果目標例】

- 市の審議会等に占める女性委員の割合



基本目標3 働き方の改革

広報・啓発活動や事業所への働きかけにより、個人の能力を十分に発揮できる労働環境を整え、ワーク・ライフ・バランスや男性の家庭参画の実現に向けた働き方の改革を促進します。

【基本施策】

- ◆ワーク・ライフ・バランス*の推進
- ◆男性の家庭参画の促進 **重点**
- ◆働きやすい労働環境の促進

【成果目標例】

- 市内事業所における男性の育児休業取得率



基本目標4 地域における 男女共同参画推進

男女共同参画関係団体が実施する地域に根ざした活動や、誰もが積極的に参画できる地域行事などを通じて、地域における男女共同参画社会の実現を目指します。

【基本施策】

- ◆男女共同参画に取り組む団体の育成
- ◆市民活動・地域活動への参画促進

【成果目標例】

- 地域活動における男女の地位を「平等」とする割合（市民調査）



基本目標5 **重点** DVの根絶

※DV防止法に基づくDV対策基本計画

DV被害者の相談対応や安全確保、自立支援により被害者を支えるとともに、幅広い年代へのDVに関する正しい知識の周知・啓発により、DV被害の根絶を目指します。

【基本施策】

- ◆DVの予防・啓発
- ◆DV被害者への支援

【成果目標例】

- DV被害者の割合（市民調査）



基本目標6 安心して快適な 環境整備

子育て・介護サービスの充実や男女双方の視点を取り入れた防災対策、健康づくり支援など、男女共同参画社会の基盤となる、安心して快適な環境整備を促進します。

【基本施策】

- ◆子育て・介護がしやすい環境の整備
- ◆男女共同参画の視点に立った防災対策の推進
- ◆こころとからだの健康づくり支援

【成果目標例】

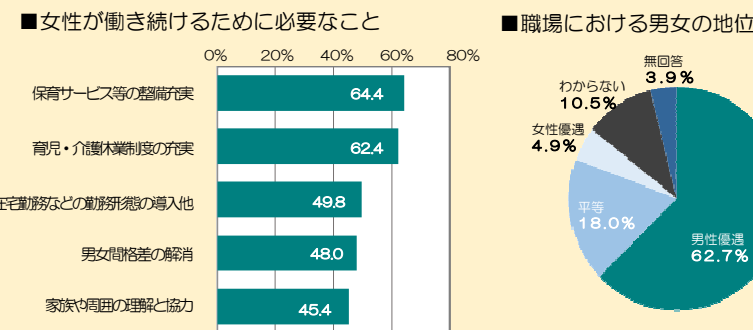
- 保育園における待機児童数（各年4月1日時点）



*LGBT：女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者、心と体の性が不一致である者のアルファベットの頭文字からできた言葉で、性の在り方が多様な人々の総称
*ワーク・ライフ・バランス：誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態

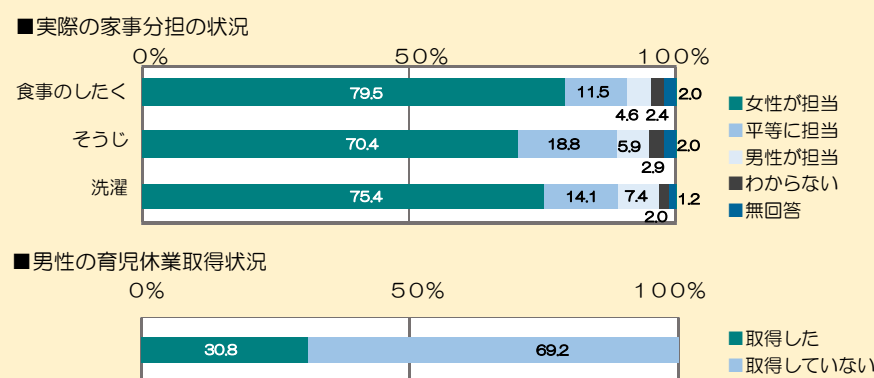
重点ポイント1 女性が活躍できる環境づくり

女性が働き続けるためには、制度やサービスの充実はもちろん、家族や周囲の理解と協力が求められています。また、職場における男女の地位について「男性優遇」という意識が高い傾向にあります。女性が職場で活躍できる環境づくりに向けた取り組みを強化、推進します。



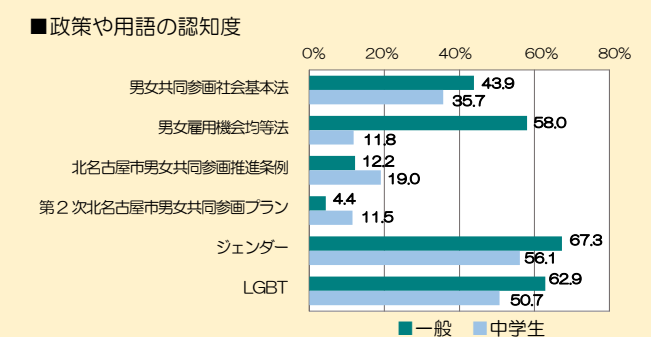
重点ポイント2 男性の家庭参画促進

家庭内の役割分担は、男女が協力して行うことが望ましいと認識しつつも、実際にはほとんどを女性が担っています。また、「職場の雰囲気」、「仕事上迷惑がかかる」、「仕事が忙しい」などの理由から男性の育児休業取得率が低い傾向にあります。男性の家庭参画を促進するための取り組みを強化、推進します。



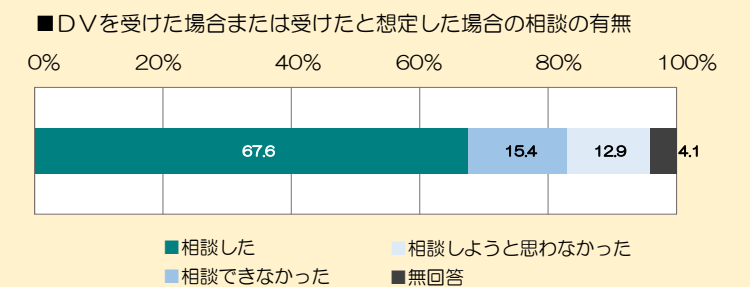
重点ポイント3 若い世代への正しい知識と意識啓発

男女共同参画社会に対する期待感が高まる一方で、男女共同参画に関する政策や用語の認知度は低く、特に中学生は低い傾向にあります。市に関連した用語は高い傾向にあり、若い世代への啓発の効果がみられます。引き続き若い世代を対象とした取り組みを推進します。



重点ポイント4 DVの予防と被害者支援

DV被害は全体的に女性の割合が高くなっています。DV被害を受けても相談しない（できない）の割合が約3割となっています。DVの被害者を減らし、被害からの回復を促すため、DVや人権に関する正しい理解を促し、DVの予防と被害者支援の取り組みを強化、推進します。



※本ページのグラフは、「男女共同参画に関する意識調査結果（令和4年度実施）」から引用（一部修正）